

社会福祉法人 千葉シニア

職員給与規程

職員給与規程

第1章 総 則

(目 的)

第1条 この規程は、社会福祉法人千葉シニア（以下、「当法人」という）の職員就業規則第62条の規定に基づき職員の給与に関する事項を定めるものである。

2 本規程に定める事項のほかの職員の給与に関する事項は、労働基準法その他の法令の定めるところによる。

(男女同一給与の原則)

第2条 当法人は、同一条件で同一の労働に従事する者に対しては、単に女性であることを理由に給与について差別することはない。

(給与の定義)

第3条 この規程に定める給与とは、労働の代償として支払われる通常の給与、賞与および退職金を総称したものをいう。なお、退職金については別に定める。

(適用範囲)

第4条 この規程は、職員就業規則第2条第3項に定める職員（以下、「職員」という）に適用し、パートタイマー・アルバイトその他職員就業規則第2条第2項に掲げる者の給与については、個別の労働契約等によるものとする。

(平均賃金)

第5条 平均賃金とは、労働基準法第12条の定めに基づき、直前の給与締切日から起算してそれ以前3ヵ月間に支払われた給与の総額をその期間の総日数（暦日）で除した金額をいう。

2 前項に規定する期間中に次の各号の一に該当する期間がある場合には、その日数およびその期間中の給与は、その計算にあたって控除する。

- ① 業務上の傷病による療養のため休業した期間
- ② 産前産後の女性が職員就業規則第33条に基づき休業した期間
- ③ 当法人の都合により休業した期間
- ④ 試用期間
- ⑤ 育児・介護休業に関する規則に定める期間

3 前二項の定めにかかわらず採用後3ヵ月に満たない者の平均賃金は、採用後の期間によって計算するものとする。

4 第1項に規定する給与の総額には、臨時に支給した給与および3ヵ月を超える期間ごとに支給した賞与等は算入しない。

第2章 給 与

(給与の構成と分類)

第6条 職員の給与は、別表第1に定める基本給月額（以下「基本給」という）に、別表第7および第3章に定める各種手当を加えた額とする。ただし、就業規則第53条により、職員のうち定年後再雇用された職員の基本給は別途協議のうえ、個別に決定する。

2 前項により難しい場合には、業務の種類、学歴、職歴及び能力等を考慮のうえ定めることができる。

(基準内給与)

第7条 時間外割増手当の支給額の計算の基礎となる基準内給与は、基本給、「別表 第7」に定める調整手当、住宅手当、「別表 第5の2および3」に定める資格手当および役職者に支給する役職手当をいう。

(給与の計算期間と支払日)

第8条 給与（臨時に支給するものを除く）は、当月1日から当月末日までの分について、翌月15日（休日の場合は前日）に支払う。

2 前項の定めにかかわらず、次の各号の一に該当するときは、職員（本人が死亡したときはその遺族）の請求により、給与支払日以前であっても、既往の勤務に対する給与を支払う。

① 本人の死亡、退職、解雇のとき

② 本人またはその収入によって生計を維持する者の出産、疾病、災害、婚礼または葬儀など臨時の費用に充てるとき

③ その他特別の事情がある場合で、当法人が必要と認めたとき

3 新たに職員となった者には、その日から給与を支給し、昇給、降給等によって給与額に異動を生じた者には、その日から新たに定められた給与を支給する。

4 前二項の規定により給与を支給する場合であって、その月の初日から支給するとき以外のとき、またはその月の末日まで支給するとき以外のときは、その給与額は、その月の暦日数から勤務を要しない日を差し引いた日数を基礎として日割によって計算する。

(復職者等の給与月額の調整)

第9条 休職のため勤務しなかった職員が、復職するに至った場合において、他の職員との均衡上必要があると認めるときは、復職するに至った日以後において、その者の号俸、または給与月額を調整することができる。

(給与の支払い方法および控除)

第10条 給与は通貨で直接本人にその全額を支払う。ただし、次に掲げるものは、支払

いのときに控除する。

- ① 源泉所得税
- ② 特別徴収の住民税（市町村民税および都道府県民税）
- ③ 健康保険料（介護保険料を含む）、厚生年金保険料および雇用保険料
- ④ 積立金
- ⑤ その他職員代表と協定を締結したもの

なお、職員の同意を得、かつ、職員の過半数を代表する者と書面により協定した場合には、当該職員の指定する金融機関の本人預金口座への振込みによることができる。

（給与の計算方法）

第11条 給与の計算期間の途中で入社、退職、休職または復職した場合の給与は、日割計算にて支払う。

- 2 介護事業所もしくは施設に勤務する職員（以下、「介護事業所勤務職員」という。）については、22日をもって1か月として計算する。
- 3 保育園もしくは保育所に勤務する職員（以下、「保育園勤務職員」という。）については、21日をもって1か月として計算する。
- 4 制裁による減給の計算も前第1項から3項に定める方法により日割計算を行う。
- 5 欠勤による控除を行う場合の計算も前第1項から3項に定める方法により日割計算を行う。

（端数の計算）

第12条 前条によって計算した金額に円未満の端数が生じた場合には、円単位に切り上げする。ただし、前条第5項の欠勤による控除を行う場合は円単位に切り捨てる。

第3章 月例給与

第1節 基本給

（基本給）

第13条 職員の基本給は月額給とし、基本給の額は技能、業績等を勘案して決定する職務給によって構成するものとする。

（給与表）

第14条 職員の基本給は、「別表 第1」に定める基本給月額表（以下、「給与表」という）による。ただし、特別の事情により給与表によりがたい場合は、その都度定める。

（採用時の給与）

第15条 新たに職員となった者の給与月額は、勤務の内容および学歴、職歴、経験年数、資格経験年数を勘案して決定する。

(給与を支給しない場合)

第16条 職員が次の各号の一に該当する場合は、第8条(給与の計算期間と支払日)の規定にかかわらず、その休業した期間または時間に対する給与を支給しない。

- ① 入場禁止または退場命令に伴う不就業
- ② 職員就業規則第66条による勤務禁止および第72条に定める出勤停止に伴う不就業
- ③ 当法人の指示に基づかない就業または不就業
- ④ 組合活動または争議行為に伴う不就業

(年次有給休暇の取扱い)

第17条 職員就業規則第31条に定める年次有給休暇および同第33条に定める特別休暇のうち有給のものについては、基本給計算上、所定労働時間就業したものとして取り扱い、通常の基本給および手当を支給する。

2 有給休暇1日あたりの支給額について算定の必要がある場合は、第11条の規定を準用する。

第2節 役職手当

(役職手当)

第18条 施設長、部長、課長、主任、リーダー(フロアリーダー)およびサブリーダー(ユニットリーダー)に対して役職手当を支給する。

(役職手当の額)

第19条 役職手当の額は「別表 第2」のとおりとする。

第3節 家族手当・住宅手当

(家族手当)

第20条 家族手当は、被扶養者である配偶者および子を有する職員に対し支給する。

(家族手当の額)

第21条 家族手当の額は「別表 第3」のとおりとする。

2 家族手当は、支給事実が発生した月から、支給事実が消滅した月まで支給するものとする。

(住宅手当)

第22条 住宅手当は、当法人に就業するにあたり、通勤のため、千葉県内に転居した職員に、「別表 第4」のとおり支給する。

(異動の届出義務)

第23条 第21条の扶養家族に異動が生じたときは、所定の様式によって速やかに届出なければならない。

2 前項の届出を怠ったとき、または不正の届出により家族手当および住宅手当その他の給与を受給したときは、その返還を求め、あるいは職員就業規則第72条に基づいて制裁処分を行うことがある。

第4節 通勤手当

(通勤手当)

第24条 通勤手当については、別に定める「職員通勤手当規程」による。

第5節 その他の手当

(資格手当)

第25条 業務に関係する資格を取得した職員には、「別表 第5」のとおり資格手当を支給する。ただし、資格取得にあたり、当法人から別途援助等を受けている職員には支給しない。

(夜勤手当)

第26条 夜勤勤務をした職員に対して、「別表 第6」のとおり夜勤手当を支給する。

2 夜勤手当を支給した職員に対しては、第31条第1項③の深夜業の割増賃金は支給しない。ただし、夜勤手当の額が、第31条第2項②の計算による金額を下回ったときは、その差額を支給する。

(オンコール手当)

第27条 職員は当番制でオンコール担当となり、その都度1,000円を手当として支給する。

(宿直手当)

第28条 労働基準監督署長の許可を得て宿直勤務を行う職員に対しては、1回の勤務に

つき、10,000円を宿直手当として支給する。

(早番遅番手当)

第29条 保育園勤務職員の内、保育士及び保育補助のパートタイマー・アルバイトに対しては7:00から9:00、17:00から19:00の間に従事した場合、1時間あたり50円を手当として支給する。

(処遇改善手当)

第30条 介護事業所もしくは保育所に勤務する職員には、別で定める処遇改善交付金規程に基づき処遇改善手当を支給する。

第6節 割増賃金

(割増賃金)

第31条 職員就業規則第25条の定めによって、法定労働時間外、深夜業および法定休日勤務を命じた場合には、その勤務時間に応じて以下に定める割増賃金率に基づき、割増賃金を支給する。ただし、休憩を与えた時間に対しては支給しない。

- ① 時間外労働 月60時間以下 25%
- ② 時間外労働 月60時間超 50%
- ③ 法定休日労働 35%
- ④ 深夜業 25%

2 前項の割増賃金は、次の算式により計算して支給する。

- ① 1ヵ月60時間以下の時間外、休日労働（法定外休日）

$$\frac{\text{基準内給与}}{\text{月平均所定勤務時間}} \times 1.25 \times \text{時間}$$

ただし、4週4日の法定休日に出勤した場合には、上記の係数を1.35として計算するものとする。

- ② 1ヵ月60時間超の時間外、休日労働（法定外休日）

$$\frac{\text{基準内給与}}{\text{月平均所定勤務時間}} \times 1.50 \times \text{時間}$$

- ③ 深夜業（午後10時以降、翌日午前5時まで）

$$\frac{\text{基準内給与}}{\text{月平均所定勤務時間}} \times 0.25 \times \text{時間}$$

- 3 第1項の場合、職員就業規則第23条の所定休日に勤務した場合であっても、同第24条によってあらかじめ休日の振替えが行われた場合には、その日の勤務は通常の勤務として扱い、所定勤務時間を超えた場合を除き、第1項に定める割増賃金は支給しない。
- 4 出張期間中の勤務については、職員就業規則第22条に定めるところにより、原則として第1項の割増賃金は支給しない。ただし、あらかじめ特別の指示をした場合はこのかぎりではない。

(時間計算)

- 第32条 前条第2項における割増賃金の計算にあたっての時間数の計算は、1回あたり1分単位とする。また給与計算期間における時間外労働（早出、残業、休日出勤）および深夜業のそれぞれの時間数を合計し、端数については、15分単位で処理し、15分未満は切捨てとする。
- 2 前項にかかわらず、法定休日に勤務した場合には、その時間については別途計算するものとする。その場合の端数の計算は、前項に準ずるものとする。

(適用除外)

- 第33条 労働基準法第41条第2号に定める監督もしくは管理の地位にある者については、第31条（割増賃金）に定める時間外労働および休日労働の規定は適用しない。ただし、同条に定める深夜業の規定についてはこれを適用する。

第4章 賞 与

(賞与の支給)

- 第34条 賞与は、その支給日に在籍する保育園勤務職員に対して、年2回の賞与を支給する。その他の職員については、支給しない。ただし、著しい業績の低下その他やむを得ない事由がある場合には、支給時期を延期し、または支給しないことがある。

(賞与の支給月および支給日)

- 第35条 賞与の支給月は、原則として夏期は6月、冬期は12月とし、支給日はその都度決定する。

(賞与の算定基礎期間)

- 第36条 夏期の賞与の算定基礎期間は、前年10月1日から3月31日までとし、冬期賞与の算定基礎期間は、当年4月1日から9月30日までとする。
- 2 算定基礎期間の中途に採用された者の期間は、採用の日以後とする。ただし、勤務期間が採用の日から2ヵ月に満たないときは、賞与は支給しない。

第5章 給与の改定

(給与の改定)

第37条 昇給または給与の改定は、前年度の法人業績ならびに職員個人の総合評価の評価実績に基づき、所属長との面談を行なった上で、必要と判断する場合に改定する。

2 昇給または給与の改定は、原則として毎年1回4月1日付で行い、5月15日に支給する給与より適用する。ただし、給与改定の決定が遅れた場合は、4月に遡って差額を支給するものとする。

3 前項の定めにかかわらず、経営上の都合その他やむを得ない事情が生じた場合は、給与改定の時季を変更することがある。

4 第2項の定めにかかわらず、昇格・降格または異動を発令した場合、その他法人が特に必要であると認めた場合は、その都度給与の改定を行うことができる。

(改定資格者および欠格者)

第38条 改定は、原則として引き続き6ヵ月以上勤務した者（試用期間を含む）について行う。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる者は原則として改定の資格を有しないものとする。

- ① 業務外の事由により、実就業日数が所定の就業日数の3分の2に達しない者
- ② 休職中の者

(随時の改定)

第39条 4月1日以前にも良好な成績で勤務している者、極めて勤務成績が不良な者で他と著しく均衡を欠くと理事長が判断した者あるいは昇格・降格または異動を発令した場合、その他法人が特に必要であると認めた場合は、その者の給与を改定することができる。

第6章 雑 則

第40条 理事長が必要と認めた職員については、「別表 第7」の調整手当を支給する。

(慶弔見舞金)

第41条 当法人は職員に対し、「別表 第8」の慶弔見舞金を支給する。慶弔見舞金の支給を受けようとする場合、支給対象になる事項の発生について、当該職員が担当上司を経て会社へ届出なければならない。

2 会社は、当該職員へ届出事項に関する証明書類の提出を求めることができる。

3 当該職員が第2項の手続をやむを得ない事由により行なえない場合は、その担

当上司が当該職員に代わって行なうものとする。

- 4 本規程事項で定めている諸手続などに不備がある職員に関しては、本規程による支給を行わない事がある。

(給与等の返還)

第42条 虚偽の届出、怠慢などにより不正の支払いを受けた者には、すでに支給を受けた給与のうち、不当な部分を返還させるものとする。

(細則等)

第43条 この規程に規定するもののほか、実施にあたっての細部についての必要な事項は、理事長が定める。

附 則

1. 平成25年4月1日より施行する。
2. 平成25年7月1日より改正して施行する。
3. 平成28年4月14日より改正して施行する。
4. 平成29年6月1日より改正して施行する。
5. 平成31年4月1日より改正して施行する。
6. 令和2年9月25日より改正して施行する。
7. 令和4年4月1日より改正して施行する。
8. 令和5年10月1日より改正して施行する。
9. この規程を改廃する場合には、職員の意見を聴いて行う。

別表 第1 基本給月額表

事務職

等級	1 (一般職)	2 (リーダー)	3 (主任)	4 (課長)	5 (部長)	6 (役員)
ピッチ (円)	500	500	500	500	1000	2000
号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円	円	円	円
1 (高校卒)	180,000					
2 (短大卒)	182,000					
3 (大学卒)	184,000					
4	186,000	206,000	236,000	266,000	301,000	348,000
5	186,500	206,500	236,500	266,500	302,000	350,000
6	187,000	207,000	237,000	267,000	303,000	352,000
7	187,500	207,500	237,500	267,500	304,000	354,000
8	188,000	208,000	238,000	268,000	305,000	356,000
9	188,500	208,500	238,500	268,500	306,000	358,000
10	189,000	209,000	239,000	269,000	307,000	360,000
11	189,500	209,500	239,500	269,500	308,000	362,000
12	190,000	210,000	240,000	270,000	309,000	364,000
13	190,500	210,500	240,500	270,500	310,000	366,000
14	191,000	211,000	241,000	271,000	311,000	368,000
15	191,500	211,500	241,500	271,500	312,000	370,000
16	192,000	212,000	242,000	272,000	313,000	372,000
17	192,500	212,500	242,500	272,500	314,000	374,000
18	193,000	213,000	243,000	273,000	315,000	376,000
19	193,500	213,500	243,500	273,500	316,000	378,000
20	194,000	214,000	244,000	274,000	317,000	380,000

別表 第1 基本給月額表

看護師(高齢者部門)

等級	1 (一般職)	2 (リーダー)	3 (主任)	4 (課長)	5 (部長)	6 (役員)
ピッチ (円)	500	500	500	500	1000	2000
号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
1 (高校卒)	円	円	円	円	円	円
2 (短大卒)	285,000					
3 (大学卒)	289,000					
4	291,000	301,000	311,000	321,000	331,000	348,000
5	291,500	301,500	311,500	321,500	332,000	350,000
6	292,000	302,000	312,000	322,000	333,000	352,000
7	292,500	302,500	312,500	322,500	334,000	354,000
8	293,000	303,000	313,000	323,000	335,000	356,000
9	293,500	303,500	313,500	323,500	336,000	358,000
10	294,000	304,000	314,000	324,000	337,000	360,000
11	294,500	304,500	314,500	324,500	338,000	362,000
12	295,000	305,000	315,000	325,000	339,000	364,000
13	295,500	305,500	315,500	325,500	340,000	366,000
14	296,000	306,000	316,000	326,000	341,000	368,000
15	296,500	306,500	316,500	326,500	342,000	370,000
16	297,000	307,000	317,000	327,000	343,000	372,000
17	297,500	307,500	317,500	327,500	344,000	374,000
18	298,000	308,000	318,000	328,000	345,000	376,000

19	298,500	308,500	318,500	328,500	346,000	378,000
20	299,000	308,000	319,000	329,000	347,000	380,000

別表 第1 基本給月額表

機能訓練・管理栄養士(高齢者部門)

等級	1 (一般職)	2 (リーダー)	3 (主任)	4 (課長)	5 (部長)	6 (役員)
ピッチ (円)	500	500	500	500	1000	2000
号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円	円	円	円
1 (高校卒)						
2 (短大卒)	220,000					
3 (大学卒)	225,000					
4	231,000	241,000	261,000	281,000	311,000	348,000
5	231,500	241,500	261,500	281,500	312,000	350,000
6	232,000	242,000	262,000	282,000	313,000	352,000
7	232,500	242,500	262,500	282,500	314,000	354,000
8	233,000	243,000	263,000	283,000	315,000	356,000
9	233,500	243,500	263,500	283,500	316,000	358,000
10	234,000	244,000	264,000	284,000	317,000	360,000
11	234,500	244,500	264,500	284,500	318,000	362,000
12	235,000	245,000	265,000	285,000	319,000	364,000
13	235,500	245,500	265,500	285,500	320,000	366,000
14	236,000	246,000	266,000	286,000	321,000	368,000
15	236,500	246,500	266,500	286,500	322,000	370,000

16	237,000	247,000	267,000	287,000	323,000	372,000
17	237,500	247,500	267,500	287,500	324,000	374,000
18	238,000	248,000	268,000	288,000	325,000	376,000
19	238,500	248,500	268,500	288,500	326,000	378,000
20	239,000	249,000	269,000	289,000	327,000	380,000

別表 第1 基本給月額表

介護支援専門員・生活相談員・サービス提供責任者(高齢者部門)

等級	1 (一般職)	2 (リーダー)	3 (主任)	4 (課長)	5 (部長)	6 (役員)
ピッチ (円)	500	500	500	500	1000	2000
号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円	円	円	円
1 (高校卒)						
2 (短大卒)	220,000					
3 (大学卒)	225,000					
4	231,000	241,000	261,000	281,000	311,000	348,000
5	231,500	241,500	261,500	281,500	312,000	350,000
6	232,000	242,000	262,000	282,000	313,000	352,000
7	232,500	242,500	262,500	282,500	314,000	354,000
8	233,000	243,000	263,000	283,000	315,000	356,000
9	233,500	243,500	263,500	283,500	316,000	358,000
10	234,000	244,000	264,000	284,000	317,000	360,000
11	234,500	244,500	264,500	284,500	318,000	362,000

12	235,000	245,000	265,000	285,000	319,000	364,000
13	235,500	245,500	265,500	285,500	320,000	366,000
14	236,000	246,000	266,000	286,000	321,000	368,000
15	236,500	246,500	266,500	286,500	322,000	370,000
16	237,000	247,000	267,000	287,000	323,000	372,000
17	237,500	247,500	267,500	287,500	324,000	374,000
18	238,000	248,000	268,000	288,000	325,000	376,000
19	238,500	248,500	268,500	288,500	326,000	378,000
20	239,000	249,000	269,000	289,000	327,000	380,000

別表 第1 基本給月額表

介護士(高齢者部門)・訪問介護員

等級	1 (一般職)	2 (ユニットリーダー)	3 (フロアリーダー)	4 (課長)	5 (部長)	6 (役員)
ピッチ (円)	500	500	500	500	1000	2000
号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
1 (高校卒)	円 183,000	円	円	円	円	円
2 (短大卒)	185,000					
3 (大学卒)	185,000					
4	186,000	206,000	236,000	266,000	301,000	348,000
5	186,500	206,500	236,500	266,500	302,000	350,000
6	187,000	207,000	237,000	267,000	303,000	352,000
7	187,500	207,500	237,500	267,500	304,000	354,000

8	188,000	208,000	238,000	268,000	305,000	356,000
9	188,500	208,500	238,500	268,500	306,000	358,000
10	189,000	209,000	239,000	269,000	307,000	360,000
11	189,500	209,500	239,500	269,500	308,000	362,000
12	190,000	210,000	240,000	270,000	309,000	364,000
13	190,500	210,500	240,500	270,500	310,000	366,000
14	191,000	211,000	241,000	271,000	311,000	368,000
15	191,500	211,500	241,500	271,500	312,000	370,000
16	192,000	212,000	242,000	272,000	313,000	372,000
17	192,500	212,500	242,500	272,500	314,000	374,000
18	193,000	213,000	243,000	273,000	315,000	376,000
19	193,500	213,500	243,500	273,500	316,000	378,000
20	194,000	214,000	244,000	274,000	317,000	380,000

別表 第1 基本給月額表

生活支援（高齢者部門）

等級	1 (一般職)	2 (リーダー)	3 (主任)	4 (課長)	5 (部長)	6 (役員)
ピッチ (円)	500	500	500	500	1000	2000
号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円	円	円	円
1 (高校卒)						
2 (短大卒)	182,000					
3 (大学卒)	184,000					
4	186,000	206,000	236,000	266,000	301,000	348,000
5	186,500	206,500	236,500	266,500	302,000	350,000

6	187,000	207,000	237,000	267,000	303,000	352,000
7	187,500	207,500	237,500	267,500	304,000	354,000
8	188,000	208,000	238,000	268,000	305,000	356,000
9	188,500	208,500	238,500	268,500	306,000	358,000
10	189,000	209,000	239,000	269,000	307,000	360,000
11	189,500	209,500	239,500	269,500	308,000	362,000
12	190,000	210,000	240,000	270,000	309,000	364,000
13	190,500	210,500	240,500	270,500	310,000	366,000
14	191,000	211,000	241,000	271,000	311,000	368,000
15	191,500	211,500	241,500	271,500	312,000	370,000
16	192,000	212,000	242,000	272,000	313,000	372,000
17	192,500	212,500	242,500	272,500	314,000	374,000
18	193,000	213,000	243,000	273,000	315,000	376,000
19	193,500	213,500	243,500	273,500	316,000	378,000
20	194,000	214,000	244,000	274,000	317,000	380,000

別表 第1 基本給月額表

栄養士・調理師（高齢者部門）

等級	1 (一般職)	2 (リーダー)	3 (主任)	4 (課長)	5 (部長)	6 (役員)
ピッチ (円)	500	500	500	500	1000	2000
号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
1 (高校卒)	円	円	円	円	円	円
2 (短大卒)	182,000					

3 (大学 卒)	184,000					
4	186,000	206,000	236,000	266,000	301,000	348,000
5	186,500	206,500	236,500	266,500	302,000	350,000
6	187,000	207,000	237,000	267,000	303,000	352,000
7	187,500	207,500	237,500	267,500	304,000	354,000
8	188,000	208,000	238,000	268,000	305,000	356,000
9	188,500	208,500	238,500	268,500	306,000	358,000
10	189,000	209,000	239,000	269,000	307,000	360,000
11	189,500	209,500	239,500	269,500	308,000	362,000
12	190,000	210,000	240,000	270,000	309,000	364,000
13	190,500	210,500	240,500	270,500	310,000	366,000
14	191,000	211,000	241,000	271,000	311,000	368,000
15	191,500	211,500	241,500	271,500	312,000	370,000
16	192,000	212,000	242,000	272,000	313,000	372,000
17	192,500	212,500	242,500	272,500	314,000	374,000
18	193,000	213,000	243,000	273,000	315,000	376,000
19	193,500	213,500	243,500	273,500	316,000	378,000
20	194,000	214,000	244,000	274,000	317,000	380,000

別表 第1 基本給月額表

保育士（児童福祉部門）

等級	1 (一般職)	2 (リーダー)	3 (主任)	4 (課長)	5 (部長)	6 (役員)
ピッチ (円)	500	500	500	500	1000	2000
号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円	円	円	円

1 (高校卒)						
2 (短大卒)	182,000					
3 (大学卒)	183,000					
4	185,000	195,000	205,000	245,000	295,000	322,000
5	185,500	195,500	205,500	245,500	296,000	324,000
6	186,000	196,000	206,000	246,000	297,000	326,000
7	186,500	196,500	206,500	246,500	298,000	328,000
8	187,000	197,000	207,000	247,000	299,000	320,000
9	187,500	197,500	207,500	247,500	300,000	332,000
10	188,000	198,000	208,000	248,000	301,000	334,000
11	188,500	198,500	208,500	248,500	302,000	336,000
12	189,000	199,000	209,000	249,000	303,000	338,000
13	189,500	199,500	209,500	249,500	304,000	340,000
14	190,000	200,000	210,000	250,000	305,000	342,000
15	190,500	200,500	210,500	250,500	306,000	344,000
16	191,000	201,000	221,000	251,000	307,000	346,000
17	191,500	201,500	221,500	251,500	308,000	348,000
18	192,000	202,000	212,000	252,000	309,000	350,000
19	192,500	202,500	212,500	252,500	310,000	352,000
20	193,000	203,000	213,000	253,000	311,000	354,000

別表 第1 基本給月額表

看護師（児童福祉部門）

等級	1 (一般職)	2 (リーダー)	3 (主任)	4 (課長)	5 (部長)	6 (役員)
----	------------	-------------	-----------	-----------	-----------	-----------

ピッチ (円)	500	500	500	500	1000	2000
号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
1 (高校卒)	円	円	円	円	円	円
2 (短大卒)	232,000					
3 (大学卒)	242,000					
4	247,000	257,000	267,000	277,000	287,000	322,000
5	247,500	257,500	267,500	277,500	288,000	324,000
6	248,000	258,000	268,000	278,000	289,000	326,000
7	248,500	258,500	268,500	278,500	290,000	328,000
8	249,000	259,000	269,000	279,000	291,000	330,000
9	249,500	259,500	269,500	279,500	292,000	332,000
10	250,000	260,000	270,000	280,000	293,000	334,000
11	250,500	260,500	270,500	280,500	294,000	336,000
12	251,000	261,000	271,000	281,000	295,000	338,000
13	251,500	261,500	271,500	281,500	296,000	340,000
14	252,000	262,000	272,000	282,000	297,000	342,000
15	252,500	262,500	272,500	282,500	298,000	344,000
16	253,000	263,000	273,000	283,000	299,000	346,000
17	253,500	263,500	273,500	283,500	300,000	348,000
18	254,000	264,000	274,000	284,000	301,000	350,000
19	254,500	264,500	274,500	284,500	302,000	352,000
20	255,000	265,000	275,000	285,000	303,000	354,000

別表 第1 基本給月額表

調理師（児童福祉部門）

等級	1 (一般職)	2 (リーダー)	3 (主任)	4 (課長)	5 (部長)	6 (役員)
ピッチ (円)	500	500	500	500	1000	2000
号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
1 (高校卒)	円	円	円	円	円	円
2 (短大卒)	182,000					
3 (大学卒)	183,000					
4	185,000	195,000	205,000	245,000	295,000	322,000
5	185,500	195,500	205,500	245,500	296,000	324,000
6	186,000	196,000	206,000	246,000	297,000	326,000
7	186,500	196,500	206,500	246,500	298,000	328,000
8	187,000	197,000	207,000	247,000	299,000	320,000
9	187,500	197,500	207,500	247,500	300,000	332,000
10	188,000	198,000	208,000	248,000	301,000	334,000
11	188,500	198,500	208,500	248,500	302,000	336,000
12	189,000	199,000	209,000	249,000	303,000	338,000
13	189,500	199,500	209,500	249,500	304,000	340,000
14	190,000	200,000	210,000	250,000	305,000	342,000
15	190,500	200,500	210,500	250,500	306,000	344,000
16	191,000	201,000	221,000	251,000	307,000	346,000
17	191,500	201,500	221,500	251,500	308,000	348,000
18	192,000	202,000	212,000	252,000	309,000	350,000
19	192,500	202,500	212,500	252,500	310,000	352,000
20	193,000	203,000	213,000	253,000	311,000	354,000

別表 第1 基本給月額表

栄養士（児童福祉部門）

等級	1 (一般職)	2 (リーダー)	3 (主任)	4 (課長)	5 (部長)	6 (役員)
ピッチ (円)	500	500	500	500	1000	2000
号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円	円	円	円
1 (高校卒)						
2 (短大卒)	182,000					
3 (大学卒)	183,000					
4	185,000	195,000	205,000	245,000	295,000	322,000
5	185,500	195,500	205,500	245,500	296,000	324,000
6	186,000	196,000	206,000	246,000	297,000	326,000
7	186,500	196,500	206,500	246,500	298,000	328,000
8	187,000	197,000	207,000	247,000	299,000	320,000
9	187,500	197,500	207,500	247,500	300,000	332,000
10	188,000	198,000	208,000	248,000	301,000	334,000
11	188,500	198,500	208,500	248,500	302,000	336,000
12	189,000	199,000	209,000	249,000	303,000	338,000
13	189,500	199,500	209,500	249,500	304,000	340,000
14	190,000	200,000	210,000	250,000	305,000	342,000
15	190,500	200,500	210,500	250,500	306,000	344,000
16	191,000	201,000	221,000	251,000	307,000	346,000
17	191,500	201,500	221,500	251,500	308,000	348,000
18	192,000	202,000	212,000	252,000	309,000	350,000
19	192,500	202,500	212,500	252,500	310,000	352,000
20	193,000	203,000	213,000	253,000	311,000	354,000

別表 第1 基本給月額表

コーディネーター（児童福祉部門）

等級	1 (一般職)	2 (リーダー)	3 (主任)	4 (課長)	5 (部長)	6 (役員)
ピッチ (円)	500	500	500	500	1000	2000
号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円	円	円	円
1 (高校卒)						
2 (短大卒)	182,000					
3 (大学卒)	183,000					
4	185,000	195,000	205,000	245,000	295,000	322,000
5	185,500	195,500	205,500	245,500	296,000	324,000
6	186,000	196,000	206,000	246,000	297,000	326,000
7	186,500	196,500	206,500	246,500	298,000	328,000
8	187,000	197,000	207,000	247,000	299,000	320,000
9	187,500	197,500	207,500	247,500	300,000	332,000
10	188,000	198,000	208,000	248,000	301,000	334,000
11	188,500	198,500	208,500	248,500	302,000	336,000
12	189,000	199,000	209,000	249,000	303,000	338,000
13	189,500	199,500	209,500	249,500	304,000	340,000
14	190,000	200,000	210,000	250,000	305,000	342,000
15	190,500	200,500	210,500	250,500	306,000	344,000
16	191,000	201,000	221,000	251,000	307,000	346,000
17	191,500	201,500	221,500	251,500	308,000	348,000

18	192,000	202,000	212,000	252,000	309,000	350,000
19	192,500	202,500	212,500	252,500	310,000	352,000
20	193,000	203,000	213,000	253,000	311,000	354,000

別表 第2

役職手当

1. 法人本部、児童福祉部門

区 分	手当月額
役員（施設長等）	100,000円 ～
部長	50,000円 ～ 100,000円
課長	30,000円 ～ 50,000円
主任	20,000円 ～ 30,000円
リーダー	10,000円 ～ 20,000円

2. 高齢者福祉部門

区 分	手当月額
役員（施設長等）	100,000円 ～
部長	50,000円 ～ 100,000円
課長	30,000円 ～ 50,000円
主任	20,000円 ～ 30,000円
リーダー、介護部門 はフロアリーダー	10,000円 ～ 20,000円
サブリーダー、 介護部門は、 ユニットリーダー	5,000円 ～ 10,000円

別表 第3

家族手当

家族手当の支給は、その事実発生とそれに係わる届け出の行われた月から行う。支給額の変更についても同様に取り扱う。なお、支給の停止については、その事実発生が月の初日であるときは前日まで、月の途中であるときは第11条の定めを適用する。

なお、扶養者等は、法人所定の「家族関係諸異動届 兼 家族票」（以下、「家族票」という。）で確認することとし、家族票の提出のない職員については、支給しない。

ただし、夫婦ともに当法人職員である場合は、世帯主にのみ支給する。

区分	月額	支給対象職員
扶養手当	15,000円/人	配偶者を扶養している世帯主である職員
教育手当	5,000円（1子） 10,000円（2子以降） 上限は40,000円とする。	高校生および大学生の子を持つ職員（学生証の提出により確認する。）
子供手当	5,000円（1子目） 10,000円（2子目） 15,000円（3子目以降） 上限45,000円とする。	出生から中学生までの子を持つ職員 支給例： 1子の場合、5,000円、 2子の場合、15,000円、 （5,000円+10,000円） 3子の場合、30,000円 となる。

別表 第4

住宅手当

採用にともない、通勤のため千葉県外から千葉県内（移転距離100km以上）に転居した職員を対象とし、1ヶ月につき、10,000円を支給する。

別表 第5

資格手当

1. 資格取得手当

金額	対象
合格時のみ 30,000円	社会福祉士・介護福祉士・介護支援専門員・保育士・看護師・准看護師・管理栄養士・栄養士・調理師の資格取得者

2. 資格手当（公的資格）

1級資格	看護師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、柔道整復師、管理栄養士、社会福祉士	20,000円/月
2級資格	介護支援専門員、准看護師	15,000円/月
3級資格	介護福祉士、栄養士、調理師、保育士、健康運動指導士	10,000円/月
4級資格	実務者研修修了者、基礎研修修了者、主事任用、健康運動実践指導者	7,000円/月
5級資格	初任者研修修了者、ヘルパー1級、	5,000円/月
6級資格	ヘルパー2級	3,000円/月

3. 資格手当（法人が認める資格）

「別紙 資格表」に定める資格等 2,000円/月

ただし、配属先で実際の業務を遂行する上で有効または有益な資格について支給することとし、異動等により実際の業務遂行上、不要となった場合は支給停止とする。

別表 第6

夜勤手当

夜勤16h手当	夜勤勤務が16時間に及んだ職員	6,000円
夜勤8h手当	夜勤勤務が8時間に及んだ職員	6,000円

ただし、夜勤の勤務時間が8時間未満で、深夜の時間帯（22時から翌朝5時）に勤務した職員に対しては、第31条第2項③の計算により、割増手当を支給する。

別表 第7

調整手当

調整手当	理事長が必要と認めた職員に、手当額を理事長が定め、これを支給する。
------	-----------------------------------

別表 第8

慶弔金

種 別	要 件	金 額
傷病見舞金	職員が傷病障害により1か月以上入院したとき	5,000円
弔慰金	職員が死亡したとき	30,000円
家族弔慰金	配偶者（内縁関係を含む）死亡のとき	20,000円
	実父母（養父母あるときは養父母）死亡のとき	10,000円
	実子（養子を含む）死亡のとき	10,000円
災害見舞金	火災又は風水害等により住家・家財を全焼・半焼 又は全壊・半壊したとき	10,000円
結婚祝金	職員が結婚したとき	10,000円
出産祝金	採用後3年以上の職員、又は職員の配偶者が分 娩したとき	10,000円
	採用後3年以上の職員、又は職員の配偶者が分 娩したとき（双子以上）	20,000円

※夫婦ともに当法人の職員である場合

1 家族弔慰金（実子、養子）及び災害見舞金、結婚祝い金は、世帯主に支給する。

2 出産祝金は、出産者に支給する。

別表 第9

介護職員等処遇改善交付金及び特定処遇改善交付金規程

【特別養護老人ホーム・短期入所生活介護】

【訪問介護・サービス付き高齢者向け住宅】

① 介護職員等処遇改善交付金

〈加算区分〉 処遇改善加算 I

〈支給対象〉 高齢者福祉部門所属の介護職員

1, 以下（10）の賃金改善手当に関しては、全従業員（法人本部含む）

2, その他、理事長、拠点長が認めた、従業員

〈キャリアレベル〉

4	<ul style="list-style-type: none"> ・ チーム内でのリーダーシップ ・ 評価者（アセッサー）レベル ※技術、知識に関してリーダーレベル	フロアリーダー 管理者
3	利用者の状態像に応じた、介護や他職種の連携等を行う為、幅広い領域の知識・技術を習得し的確な介護を実践 ※自己判断にて、適切に実践できるレベル	ユニットリーダー サービス提供責任者
2-2	一定の範囲で利用者のニーズや、状況の変化を把握、判断し、それに応じた介護を実践 ※多少の助言や指導で、実践できるレベル	リーダー 中堅職員
2-1	基本的な知識、技術を活用し決められた手順等に従って、基本的な介護を実践 ※支援、指導にて実施できるレベル	一般職

1	初任者研修により、施設で働く上で必要となる基本的な知識と技術を習得 ※エントリーレベル	新人職員
---	--	------

〈支給方法〉

- (1) 正職従業員（契約従業員含む）は加算手当として、月額 30,000 円支給
- (2) パート従業員は加算手当として、7,000 円～14,000 円を労働条件に応じて支給
- (3) 正職従業員は処遇皆勤手当として、条件を満たした場合に 10,000 円支給
条件：1 か月、無遅刻、無早退、無欠勤の者
- (4) 処遇夜勤手当として、2,000 円を夜勤 1 回につき支給
- (5) パート従業員は、時給上乘せ手当として、1 時間 100 円支給
- (6) 年末年始手当として、条件を満たした従業員に 1 勤務 1,000 円～3,000 円を支給
- (7) 処遇一時金として、12 月・6 月に一時金を人事考課に応じて支給
- (8) その他、一時金、資質向上の為に努力した従業員に評価手当として支給
- (9) 契約従業員、パート従業員の内、日勤リーダーを任命された従業員は、日勤リーダー手当として、5,000 円/月支給
- (10) 毎月、給与支払い時に、正社員、契約社員には、月額 12,500 円を賃金改善手当として支給。パート従業員には、月額 9,000 円を賃金改善手当として支給。

〈賃金改善実施期間〉 令和 6 年 4 月～令和 7 年 3 月（以後毎年更新）

児童福祉部門

処遇改善規程

〈加算区分〉 処遇改善交付金Ⅰ

〈支給方法〉 毎月、給与支払い時に、正社員（保育士）に処遇改善手当として、①20,000円から 30,000 円を支給する。②6 月、12 月の賞与支給月に賞与と合わせて、人事評価を行い処遇改善一時金として支給。

〈加算区分〉 処遇改善交付金Ⅱ

【まちの保育園成山】

〈支給方法〉 担当責任者には月額 40,000 円、職務分担別担当者には月額 5,000 円を給与支払い時に、処遇改善手当として支給。

【まちの保育園四街道駅前】

〈支給方法〉 上級責任者には月額 40,000 円、責任者には月額 35,000 円、職務分担別担当者には月額 10,000 円を給与支払い時に、処遇改善手当として支給。

〈加算区分〉 待遇改善手当

〈支給方法〉 市が定める条件を満たした、保育士に対して、毎月、給与支払い時に、月額 26,000 円を待遇改善手当として支給。

〈加算区分〉賃金改善手当

〈支給方法〉毎月、給与支払い時に、児童部門所属の従業員に、月額 9,000 円を賃金改善手当として支給。

〈支給対象〉児童福祉部門所属の全従業員

〈賃金改善実施期間〉 令和 7 年 4 月～令和 8 年 3 月（以後毎年更新）

以上